

第9回北竜町農業委員会総会議事録

平成26年9月30日
北竜町農業委員会

1 開催日時 平成26年 9月30日(火)
午前8時00分～午前8時35分

2 開催場所 すこやかセンター 会議室

3 出席委員 (10人)

番 号	氏 名	番 号	氏 名
1 番	出 口 宜 伸	6 番	中 村 広 治
2 番	川 本 和 幸	7 番	大 場 信 一
3 番	水 谷 茂 樹	8 番	川 村 功
4 番	善 岡 浩 樹	9 番	西 野 利 幸
5 番	北 清 裕 邦	10 番	橋 本 勝 久

4 欠席委員 (0人)

番 号	氏 名	番 号	氏 名

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の選出
- 第2 会議書記の指名
- 第3 農 政 報 告
- 第4 農業委員会動静報告
- 第5 報告第25号 旧農業者年金経営移譲年金裁定請求書の進達について
- 第6 報告第26号 使用貸借期間の設定期間満了に伴う危険変更届けについて
- 第7 報告第27号 農地の合意解約について
- 第8 議案第18号 農地法第3条第1項による許可申請について
- 第9 議案第19号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議の要請について
- 第10 議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第11 その他 第10回農業委員会総会について
各種会議等について
その他

農業委員会事務局職員等

局 長 續 木 敬 子
係 長 松 本 雄 大
主 事 小 野 晃 典

事務局長 只今より平成26年度第9回農業委員会総会を開催いたします。開催にあたりまして橋本会長よりご挨拶願います。

会 長 ここ一週間くらいで稲刈り作業の目処もつくかと思えます。収量は見るべきものがあるということで、品種によっては非常に驚くような数字が出てくるようであり、若干問題があるものもあるようですが、収量的には恵まれている年だということで品種・場所によっては開拓以来の数字がでるのかと思っております。非常に米価が気になっていた訳ですが、取れてくれたということはいい年だったんだなあと思っております。本日も報告、議案等、審議のほどよろしく願います。

事務局長 本日の出席委員は10名中10名が出席でされておりますので、会議規則第6条により総会は成立しております。
会議規則第4条により、議長は会長が進めることになっておりますので、以降の議事の進行については橋本会長に願います。

議 長 これより議事に入ります。
日程第1
議事録署名委員の選出ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、2番 川本委員 と 3番 水谷委員の両名を指名します。
日程第2
会議書記の指名ですが、事務局職員の続木局長、松本係長、小野主事を指名します。
日程第3
農政報告があれば産業課長より願います。

産業課長 本日の道新の記事にもありましたとおり、さっぽろオータフェスタが札幌の大通り公園で3週間に亘って開催され、北竜町では新米の販売を行う為、最後の週の25日（木曜日）から28日（日曜日）の4日間出店いたしました。ひまわりライス、もち米（風の子）の販売をいたしました。去年より売れ行きが悪かったのかなという感じがあります。ほかのブースでも新米を販売しており、競合していたと思えます。私自身、25日から26日販売を担当致しまして、「ななつぼし」は2kg、5kgそれぞれ15袋しか用意できなかったのですが完売しました。これは、マツコ・デラックスのCMの影響が大きかったのかと思います。「おぼろづき」は、2kg、5kgを40袋持っていたのですが、5kgに至っては、5袋ほど残ってしまいました。去年は、両方とも完売しており、お客さんも少なくはなかったのですが、売り上げが少な

ったと反省しております。また、もち米では、去年は1 kg 400円で販売していましたが、今年は500円と値上げして100袋持って行って、34袋しか売れなかったということは、値段に消費者は敏感であるので値頃感が悪かったのではないかと思います。売り上げにつきましては、米部門では20万3000円でした。なお、26日には町長が、28日に副町長が応援に駆けつけていただきました。また、北竜町内においては、10月4日新米祭りから、新米を販売いたしますのでご報告いたします。以上でございます。

議 長

日程第4

農業委員会動静報告については、議案の末尾に添付してありますのでお目通し下さい。

議 長

本日の予定案件は、報告3件 議案3件 その他です。
直ちに会議案件の審議に入ります。

議 長

日程第5

報告25号 旧農業者年金経営移譲年金裁定請求書の進達について上程します。

事務局より説明を願います。

松本係長

報告25号 旧農業者年金経営移譲年金裁定請求書の進達について旧農業者年金基金法施行規則第24条の規定に基づき、下記の者に係る経営移譲年金裁定請求書を進達したので報告する。

平成26年9月30日

番 号	391
氏 名	■ ■ ■ ■
住 所	三谷〇〇-〇
生 年 月 日	昭和24年10月21日
進 達 日	平成26年 9月29日
年金加入期間	302ヶ月 うちカラ期間153ヶ月
基準日経営面積	209, 239㎡
自 留 地	233㎡
経 営 終 了 日	平成26年2月28日
移 譲 方 法	所有権移転
移 譲 相 手	公益財団法人 北海道農業公社
所有者名義農地面積	(公社のため省略) ㎡
年 齢	(公社のため省略) 歳
移 譲 方 法	第三者移譲

議 長

報告25号 旧農業者年金経営移譲年金裁定請求書の進達について質疑等ございませんか

委員

なし

議長

質疑等がありませんので、報告通り承認することといたします。
日程第6 報告26号 使用貸借権の設定期間満了に伴う期間変更届けについて上程します。

事務局より説明を願います。

事務局長

報告26号 使用貸借権の設定満了に伴う期間変更届け出について

農地法第3条（使用貸借）の期間変更の届け出があったので報告する。

平成26年9月30日

1 農地法3条使用貸借

借り手 ■ ■ ■ ■ (子)

貸し手 ■ ■ ■ ■ (親)

土地の表示 西川〇〇-〇 外6筆

面積 116,942㎡

◎変更内容

期間 平成15年10月28日から平成26年10月27日を
10年期間を延長し、平成36年10月27日とする。

2 農地法3条使用貸借

借り手 ■ ■ ■ ■ (子)

貸し手 ■ ■ ■ ■ (親)

土地の表示 西川〇〇-〇 外13筆

面積 116,947㎡

◎変更内容

期間 平成15年10月28日から平成26年10月27日を
10年期間を延長し、平成36年10月27日とする。

3 農地法3条使用貸借

借り手 ■ ■ ■ ■ (子)

貸し手 ■ ■ ■ ■ (親)

土地の表示 板谷〇〇-〇 外10筆

面積 80,609㎡

◎変更内容

期間 平成15年10月28日から平成26年10月27日を
10年期間を延長し、平成36年10月27日とする。

4 農地法3条使用貸借

借り手 ■ ■ ■ ■ (子)

貸し手 ■ ■ ■ ■ (親)

土地の表示 岩村〇〇-〇 外10筆

面積 99,484㎡

◎変更内容

期間 平成15年11月27日から平成26年11月26日を
10年期間を延長し、平成36年11月26日とする。

議長 報告26号 使用貸借期間の変更について、質問等ありませんか。

委員 なし

議長 質疑等がありませんので、報告通り承認することといたします。

日程第8

報告27号 農地の合意解約について上程します。
事務局より説明を願います。

事務局長 報告28号 農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の
通知があったので報告する。
平成26年9月30日

貸主 農用地利用集積円滑化団体
借主 美葉牛〇〇-〇 ■ ■ ■ ■
土地 岩村〇〇-〇 外1筆 田2筆
面積 34,064㎡
賃貸している土地を売買をするため合意解約する。
合意解約日は、平成26年9月19日

議長 報告28号 農地の合意解約について質問等ございませんか。

委員 なし

議長 質疑等がありませんので、報告通り承認することといたします。

日程第9

議案18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを
上程します。
事務局より説明を願います。

事務局長 議案18号 農地法3条1項による許可申請（所有権）について
農地法3条の規定による、農地の使用貸借権の設定の許可申請の
あった下記のものについて、同法3条1項の規定により許可して宜し
いか審議を求める。

番号26-6
譲渡人 板谷〇〇-〇 ■ ■ ■ ■
譲受人 和〇〇-〇 ■ ■ ■ ■
当該地 板谷〇〇-〇 外4筆
地目 畑
地積 38,846㎡

譲受人 ひまわり栽培を通して都市住民との交流、観光客の誘致を

行っているが、安定的に作付面積を確保し、特色ある農村景観を提供するため、所有農地に隣接する畑を観光用ひまわり畑として買い受け活用したい。

譲渡人 譲受人の希望による
対 価 △△△△△円
反 当 △△△△△円/10a

議 長 議案18号 農地法3条1項による許可申請（所有権）について、質問等ございませんか。

委 員 な し

議 長 議案18号 農地法3条1項による許可申請（所有権）について、承認をしてよろしいですか。

委 員 異議なし

議 長 議案18号 農地法3条1項による許可申請（所有権）については、原案通り可決することといたします。

日程9 議案19号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく買入協議の要請について」を上程します。
事務局より説明願います。

事務局長 議案19号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく買入協議の要請について

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく所有権移転あっせん申出を別紙のとおり受理し、利用権の設定等が困難であるため、北海道農業公社による買入協議の通知を北竜町長に対し要請行うことに議決を求める。

平成26年9月30日

申出者は、
整理番号 26-1
美葉牛〇〇-〇 ■ ■ ■ ■
土地の所在 美葉牛〇〇-〇 外4筆
田 4筆 37,589㎡
畑 1筆 1,390㎡
合計 38,979㎡

申し出に係わる農地は、優良農地であるため認定農業者に集積することがもっとも有効利用と判断されるが、当面認定農業者への選定に時間を要する。（平成26年9月5日 利用調整会議において決定）した。

整理番号 26-2

申出人 三谷〇〇-〇 ■ ■ ■ ■

土地の所在 三谷〇〇-〇 外12筆

田 13筆 42,992㎡

申し出に係わる農地は、優良農地であるため認定農業者に集積することがもっとも有効利用と判断されるが、当面認定農業者への選定に時間を要する。(平成26年9月5日 利用調整会議において決定)した。

整理番号 26-3

申出人 三谷〇〇-〇 ■ ■ ■ ■

土地の所在 三谷〇〇-〇 外12筆

田 12筆 39,101㎡

畑 1筆 3,294㎡

合計 42,395㎡

申し出に係わる農地は、優良農地であるため認定農業者に集積することがもっとも有効利用と判断されるが、当面認定農業者への選定に時間を要する。(平成26年9月5日 利用調整会議において決定)した。

議長

議案19号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく買入協議の要請について質問等ございませんか。

委員

なし

議長

それでは異議なしということで、議案第19号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく買入協議の要請について」は適当と認め、北竜町長に要請することに決定します。

日程第10 議案20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程します。

事務局より説明願います。

事務局長

議案第20号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により町より、決定の求められた農用地利用集積計画について議決を求める。

平成26年 9月30日

番号26-売-22

買主 板谷〇〇-〇 ■ ■ ■ ■

売主 板谷〇〇-〇 ■ ■ ■ ■

土地 碧水〇〇-〇 外15筆

地目 田14筆 畑2筆

面積 106,716㎡
権利 売買
所有権移転時期 平成26年12月31日
金額 △△△△△円
反当 (田) △△△△△円/10a △△△△△^{アール}
(畑) △△△△△円/10a △△△△△^{アール}
対価の支払い 12月31日までに支払う

議長

議案20号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は質問等ございませんか

委員

なし

議長

意見等がありませんので議案20号について、原案通り可決することとしてよろしいですか。

委員

異議なし

議長

日程第10

その他について事務局より説明を願います。

事務局長

その他事項ですが、次の第10回総会を10月24日（金曜日）午後1時30分より開催予定を計画しておりましたが、農村後継者対策で婚活セミナーを計画しているということですので日程を調整させていただき、10月30日の地区別農業委員研修会の前の午前10時30分から開催させていただけないでしょうか。

議長

次の総会の日程ですが、10月24日（金曜日）午後1時30分を事務局より提案がありました10月30日（木曜日）午前10時30分開催に変更して宜しいでしょうか。

委員

異議なし

議長

では、次の総会を10月30日午前10時30分に開催します。その他会議等について説明を願います。

事務局長

その他会議等を説明します。

- 1) のうねんセミナーが10月15日（水曜日）～16日に札幌市で開催され事務局で出席いたします。
- 2) 地区別農業委員研修が10月30日（木曜日）月形町多目的研修センターで開催されます。午後1時30分から開催されますので、都合のつかない方は、10月17日まで事務局にご報告ください。（資料No.2）
- 3) グリーンアドバイザー研修会が11月19日（木曜日）札幌市

で開催予定です。改めて該当する委員にご案内します。

その他会議について質問ありませんか。

議 長

なし

委 員

それでは、次にその他、事務局より説明願います。

議 長

事務局長

先の北海道農業会議臨時総会での決定に基づいた「農業委員会制度見直しに関する決議について」の改革内容について北海道農業会議より連絡がありましたので資料No.3として、お手元に配布致しました。内容につきましては、先の農業委員会で会長が説明させた件ですので後ほどお目通しください。

議 長

ただいまの件について、質問ありませんか。

ほかにその他について、ございませんか。無ければ、以上を持ちまして第9回農業委員会総会を終了します。

終了

議 長

議事録署名委員

2 番 _____

3 番 _____

